

ベトナム社会主義共和国憲法の概要

JICA 長期派遣専門家・チーフアドバイザー

西岡 剛 (法務省出身・検事)

第1 総論

1 ベトナム憲法の構造

ベトナム憲法は、以下のとおり、前文及び全12章147条からなる本文で構成されている成文憲法である。

前文

第1章 政治システム (1~14条)

第2章 経済システム (15~29条)

第3章 文化・教育・科学・技術 (30~43条)

第4章 ベトナム社会主義祖国の保護 (44~48条)

第5章 市民の基本的な権利と義務 (49~82条)

第6章 国会 (83~100条)

第7章 国家主席 (101~108条)

第8章 政府 (109~117条)

第9章 人民評議会・人民委員会 (118~125条)

第10章 人民裁判所及び人民検察院 (126~140条)

人民裁判所

人民検察院

第11章 国旗・国章・国歌・首都・国慶日 (141~145条)

第12章 憲法の効力及び憲法改正 (146、147条)

2 ベトナム憲法の歴史

ベトナム憲法は独立後の1946年に成立したものが最初で、その後、フランスとの戦争に勝利した後の1959年に憲法を改正されたが、この1959年憲法は社会主義型憲法の性格が明確になったものと評価されている¹。そして、1960年以降、北ベトナム国内において、法学教育が行われなくなり、法律実務家の一部エリートは旧ソ連や東ドイツに留学し、立法作業も旧ソ連から派遣された法律顧問団が大きな役割を果たすようになった。南北統一後の1980年にも新しい憲法が制定

¹ 1946年憲法は、「ベトナム市民の財産権は保障される。」と規定し、地主の権利を保護した。これは、当時のフランスとの交渉過程における妥協であるとともに、国内における地主を「独立」でいっささせるという考慮が働いたためである。そして、抗仏戦争に勝利した後の1959年憲法では国家の性格を「労働同盟に基づき、労働者階級により指導される人民主義国家である。」(2条)とした(ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 188、189頁参照)。

されたが、同顧問団がベトナム司法省に常駐し、司法省は、その指導を受けて、新憲法を制定した。この1980年憲法は、それに先立って1977年に制定された旧ソ連憲法の強い影響を受けた伝統的な社会主義型憲法であった²。現行憲法は、1986年のドイモイ(刷新)政策による対外的に経済を開放した後の1992年に改正されたものである。そして、ドイモイ政策により、市場経済化と対外開放政策が進んでいる中で、1992年憲法の一部は2001年に改正された。2001年の憲法改正において、最も大きな変化は第2条の「国家の性格規定」に関するものであり、つまり、「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための国家である」と規定していたのを、「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による人民のための社会主義的法治国家³である」とした⁴。

3 ベトナムの伝統的な法秩序について

ベトナムには、古くから「郷約(村のおきて)」があり、

² 1980年憲法は、国家の性格について「ベトナム社会主義共和国、プロレタリアの独裁国家である。」(1条)と定め、「勤労人民の集団主人権」(2条)の実現に触れて、「集団主人たる者は、労働者階級、集団的農民階級、社会主義的知識人層及びその他の勤労者」(3条)であるとし、共産党が「国家と社会を指導する唯一の勢力である」(4条)と定め、祖国戦線を「国家の堅固なよりどころ」(9条)とした。所有形態は、全人民所有と集団所有の2つの形態であった。なお、1992年憲法により、「プロレタリアート独裁国家」が削除され、「集団的人民の主人権」というものが単なる「人民の主人権」というものとなったほか、個人所有も認められるようになった(ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 191頁参照)。

³ ベトナム憲法には法治国家に対峙する観念として「社会主義的適法性」(12条)というものがある。これはロシア革命以降のソビエトの経験の中で提起されてきたもので、「革命的適法性」観念からの系譜にあり、単なる「適法性」ではなく、「社会主義」の擁護のためにこそ適法性は存在するという独特の概念であり、権力の濫用を抑制する契機を持ちながらも、究極的には「プロレタリアート独裁」を確保し、そのための法運用を可能とする観念であった。これに対して、「法治国家」論は、違憲審査制度など権力分立を認めていない現在のベトナムにおいて、国会の役割重視というレベルに止まっている(鮎京正訓著「法整備とは何か」207、208頁参照)。なお、ベトナムの「法学辞典」(司法省法理研究院発行)によれば、「法治」が、①「人民が国家権力の主体である」こと、②「市民の権利及び権利が尊重され保護される」こと、③「法治」のためには「民主主義が不可欠の条件であり保障する」こと、④「国家と社会に対し、法律に中心的な地位を付与する。」ことなどを求めている旨記載されている。1992年ころから、ベトナムは、従来の社会主義的法理論からの一定の転換を図り、従来はブルジョア的な法理論として批判の対象であった「法治国家論」が支配的となった。(鮎京正訓著「法整備とは何か」196,197,224頁参照)。

⁴ 鮎京正訓著「法整備とは何か」194,202,219頁参照。

村における紛争解決、婚姻・家族等に関するおきてが今も存在している。そして、従来ベトナムでは、「王法も村の垣根まで」ということわざが存在しており、これはベトナムにおける村落の自律性の強さを表すものとして理解されてきた。郷約は古い時代に起源を持つものが多く、古い価値原理に立脚している。例えば、紛争解決の「長老の支配」などもあるようであるが、このような郷約は法治国家論との関係では、本来的に相反するものとなる。

現在、ベトナム政府は、村落の自治を認めつつ、それを自らの支配に適合的なように組み込むなどして、郷約について、コミットしようとしている。すなわち、政府が、郷約の存在を盾にして、法治国家、民主主義、人権等の水準の在り方を限定する体制維持に利用しかねないということである⁵。

第2 統治機構

1 統治機構総論

人民主権であり、主権者である人民の代表機関である国会が最高の国家権力機関となるので、国家主席（国家元首）・政府・地方政権（人民評議会及び人民委員会）・司法機関（裁判所及び検察院）は、国会に対して責任を負っていることが特徴である。また、国家権力は統一されたもので、立法・行政（執行）・司法の権限は各国家機関に配分され、協同関係（三権分業）にあり、権力分立制度ではない。

2 政治システム

① 人民主権（2条）

すべての国家権力は、人民に属している。

国家権力は統一しており、立法権・行政権・司法権は各国家機関で配分され、協同している。

② 国家権力の行使（6～8条）

人民は、国会及び人民評議会を通じて国家権力を行使し、これら機関は人民によって選出された人民の意志の代表機関であり、人民に対して責任を負っている。

国会等すべて国家機関は、民主集中の原則に従って組織され、活動する。

各国家機関及び公務員は、人民に奉仕しなければならない。

③ 憲法上で規定されている国家機関以外の特別な組織

ア) ベトナム共産党（4条）

ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の先導隊であり、すべての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である。

イ) ベトナム祖国戦線（9条）

自主的な政治連合組織であり、国家機関及び公務員の活動を監察する。

国会に対しての法案提出権もある（87条）

国家は、祖国戦線の効果的な活動を保障する。

イ) 労働組合（10条）

労働者の政治—社会組織であり、労働者保護のため、国家機関及び経済組織の活動の監察に参加する。

ウ) 民族評議会（87条、94条、95条）

民族に関する諸問題を研究する評議会であり、国家委員会と同じ任務・権限を有しており、法案提出権もある。

3 国会

① 国会の特徴（83条）

人民の最高の代表機関であり、かつ、最高の国家権力機関である。

唯一の憲法及び法律制定機関である。

国家活動全部に対しての最高の監察権を行使する。

② 国会の任務（84条）

国会の主な任務は以下のとおりである。

ア) 憲法及び法律の制定・改正

イ) 憲法・法律及び国会議決遵守の監察権

ウ) 国家財政政策の決定及び国家予算の承認

エ) 国会・国家主席・政府・人民裁判所・人民検察院・地方政権の組織や活動に関する決定

オ) 国家主席・国家副主席・国会議長・各国会副議長・各国会常務委員会委員・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の選任・解任・罷免⁹

⁵ 鮎京正訓著「法整備とは何か」234,235頁参照

⁶ 1980年憲法では、「国家評議会」というものを創設し、「国会の常務活動を行う最高機関であり、ベトナム社会主義共和国の集団的主席である。」（98条）と定めた。国家評議会の制度は、東欧諸国でも採用されていた制度であり、憲法、法律等の解釈権限を含む広範な権限を有していた。また、国家評議会の創設により、1959年憲法には存在していた国家主席や国会常務委員会が廃止された。そして、1992年憲法により、国家評議会は廃止され、逆に国家主席や国会常務委員会が復活した（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度191頁参照）。

⁷ 人民の信任が得られてない場合、国会議員及び人民評議会議員は、有権者の選挙により罷免される場合もある（7条）。

⁸ ベトナムは、憲法でベトナムの政治体制の根幹を社会主義であるとした上で、共産党の指導性を定め（4条）、この党の指導性は民主集中の原則（6条）によって担保され、祖国戦線という共産党の翼賛団体に例えば国会議員の選挙の際に候補者指名簿作成権を付与するなど強い権限を与えることにより、伝統的な政治体制を維持している（鮎京正訓著「法整備とは何か」。221頁参照）。

⁹ 各国家機関に対する国会によるコントロール機能である。国会は人民の代表機関であるから、このような機能を持つものと思われる。

カ) 憲法・法律・国会議決と反する、国家主席・国会常務委員会・政府・政府首相・最高人民裁判所及び最高人民検察院の各種文書を廃棄¹⁰

キ) 国家主席が署名した条約の承認等

③ 国会の会期等

1 会期は5年であるが、国会議員の3分の2以上の賛成により会期が短縮される場合もある（85条）。

通常国会は年2回であるが、国会議員の3分の2以上の賛成により臨時国会が召集される場合もある（86条）。

④ 国会の構成組織

ア) 国会議長及び副議長（92条）

イ) 国会常務委員会（90条、91条）

国会の常任委員会（国会議長、副議長のその他

国会議員で構成）

政府閣僚との併任は許されない。

主な任務は以下のとおり。

一国会の召集

一憲法・法律・法令の解釈¹¹

一憲法・法律・国会議決、国会常務委員会の法令・議決の施行の監察

一国会常務委員会の法令及び議決に反する、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の各種文書の廃止

一人民評議会の活動の監察・指導¹²

ウ) 各種委員会（95条）

法律案を研究・審査する、法律・法令案その他のプロジェクトに関して建議をする

エ) 国会議員（97～100条）

人民の意志を代表し、選挙区及び国全体の代表者
国家主席・国会議長・政府首相及び閣僚・最高裁長官・最高検長官に対しての質問権を有する。

不逮捕等の特権

国家からの経費保障

⑤ 法案提出権者（87条）

国家主席・国会常務委員会・民族評議会及び各種委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線及びその各組織

¹⁰ 国会による事実上の違憲審査機能と評価できる。

¹¹ 法規範文書の解釈権限はあっても、共産党の機関文書の解釈権限はない（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 201頁参照）。

¹² 省及び中央直轄市の人民評議会会の違法な議決を取り消し、省、中央直轄市の人見評議会が、人民の利益に対して重大な被害を与えた場合、その人民評議会を解散する。

4 国家主席

① 国家主席の特徴（101条、102条）

国家元首であり、対内的・対外的にベトナム社会主義共和国を代表する。

国会議員の中から選出される。

② 国家主席の任務・権限（103条、106条）

主な任務は以下のとおりである。

ア) 憲法・法律・法令の公布

イ) 各人民武装勢力の統括

ウ) 国防・安寧評議会議長の職務就任

エ) 国会に対しての、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の任命・解任・罷免を提案権

オ) 国会常務委員会の法令に対する再審査提案権¹³

カ) 命令及び決定の発行権限

5 政府

① 特徴（109条、110条、117条）

国会の執行機関であり、最高の国家行政機関（109条）

¹⁴

国会に対して責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告する。

政府は、首相・各副首相・各大臣・その他構成員（閣僚）からなる。首相以外の政府の構成員は、必ずしも国会議員である必要はない。

政府首相は、国会に責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告をする。

政府閣僚は、自身が担当する専門分野に関して、政府首相及び国会に対して責任を負う。

② 政府の任務及び権限（112条）

ア) 各省、省レベルと同一の国家機関、政府に属する各機関、各階級の人民委員会の業務の指導

イ) 国会及び国会常務委員会に対して、法律案、法令

¹³ 国家主席による国会常務委員会を通じた国会に対する抑制機能と評価できる。他の国家機関による国会に対する抑制機能はこの権限以外には見当たらない。

¹⁴ 109条の規定（政府は最高の行政機関）から、政府は、「最高」の行政権を有しているという結論を導き、政府の国会からの独立性を協調する見解がある。これに対し、政府が最高の行政機関であるというのは国家行政機関の統一的な長としての機関であると理解すべきであり、政府の国会からの独立性を認めない見解がある。この点、首相には国会の解散権が与えられていないことから、後者の見解（国会の最高機関性及び国会中心主義）が支配的な見解である（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 206,207頁参照）。

案等の提出

③ 政府首相の任務及び権限（114条）

- ア) 政府、その他各政府の構成員（閣僚）、各級の人民委員会の業務の指導
政府会議の議長
- イ) 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣及びその他政府閣僚の決定・指示・通達や、人民委員会及び省級や中央直轄市の人民委員会
の主席の決定、指示の執行の停止、あるいはこれらの廃棄
- ウ) 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行の停止及び国会常務委員会に対しての廃棄提案

6 人民評議会・人民委員会（地方政権）

① 行政単位（118条）

- ア) 国内は省及び中央直轄都市¹⁵に分割されている。
 - イ) 省内は市及び町に分割されている。
中央直轄都市内は区・県及び町に分割されている。
 - ウ) 省の市及び町は街区及び社に分割されている。
中央直轄都市の区は街区に分割され、その県は社及び小さな町に分割される。
- *それぞれの行政単位に人民評議会及び人民委員会がある。

② 人民評議会（119条、120条、122条）

地方における国家権力機関であり、地方の人民によって選出される人民の意志の代表機関である。
地方の人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。
地方における憲法や法律を施行するための議決の制定
人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会の主席及び他の構成員、人民裁判所長官、人民検察院長官及び人民委員会に所属する各機関の長に対しての質問する権利を有する。

③ 人民委員会（123条、124条）

人民評議会によって選出される人民評議会の（議決等の）執行機関であり、地方における国家行政機関である。
法律の範囲内において決定・指示を出すことができる。
人民委員会の主席は、人民委員会が属する機関の違反文書、下級の人民委員会の違反文書の執行を停止し、あるいは廃棄する権利を有する。

④ ベトナム祖国戦線等の地方における立場（125条）

関連問題に関しては、ベトナム祖国戦線委員の議長及び地方における人民団体の指導者は、同等レベルの人民評議会の会議や人民委員会の会議に招待される上、人民評議会・人民委員会は、祖国戦線と各人民団体に対し、地方のあらゆる面の状況を定期的に報告しなければならない。

7 最高人民裁判所及び最高人民検察院

① 人民裁判所¹⁶

- ア) 特徴（127条、128～130条）
人民裁判所は、通常の裁判機関¹⁷である。
国会は、特別の場合、特別裁判所を設置できる。
裁判においては、人民参審員を伴っての審理合議体を形成する。
裁判官と人民参審員は独立¹⁸が保障されている。
裁判の公開が保障されているが、法律が規定する場合は非公開。
- イ) 裁判所長官の責任（128条、135条）
最高人民裁判所長官の任期は国会と同じであり、国会に対して責任を負い、業務報告をする。
地方の裁判所長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をする。

② 人民検察院¹⁹

- ア) 特徴（137条）
公訴権を行使し、各司法活動を検察（監督・コントロール）し、法律が厳格かつ統一的に執行されることを確保することがその任務である。
- イ) 検察院長官の責任（140条）

¹⁶ ベトナムの裁判所機構は、ハノイにある最高人民裁判所を頂点とした3層構造である。つまり、最高人民裁判所の下に、省及び中央直轄都市の人民裁判所、さらにその下には、県及び区の人民裁判所がある。日本でいうところの高等裁判所のようなものはない。また2審制を採用している。

¹⁷ 法令解释权は国会常務委員会にあるので、裁判所には法令解释权はなく、違憲審査権も有していない。

¹⁸ 裁判官及び参審員の独立とは、第1に判決が検察院の結論によって拘束されないこと、第2にいかなる機関、阻止医、個人であっても、裁判活動に対し、法律に反する干渉はできないこと、を意味する。また、共産党の関連では、共産党の裁判所に対する指導は存在するものの、それは一般的な路線、政策を通じてであって、具体的な裁判の方向性に意見を述べることは絶対に許されない、とされている。しかしながら、ベトナムにおいては、従来から、共産党による裁判の介入が存在してきたし、裁判官の大半が共産党員であるという現状（検察官は全員共産党員）、1992年憲法には「共産党の指導性」が規定されていることから、「裁判官の独立」の問題は非常に複雑である（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 210頁参照）。

¹⁹ ベトナムでは、人民検察院も裁判所と並ぶ司法機関と位置づけられている。

¹⁵ 中央直轄都市はハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの5つである。そのほか58の省がある。

最高人民検察院長官の任期は国会と同じであり、国会に対して責任を負い、業務報告をする。地方の検察院長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をする。

第3 人権規定

1 人権総論

ベトナム憲法第5章49～82条において、「市民の基本的な権利及び義務」として各種公民の権利保護のための規定が設けられている。

まず、50条は、「ベトナム社会主義共和国において、政治・民事・経済・文化・社会に関する人権は尊重され、市民の権利として具体化され、憲法及び法律において規定されている。」と規定する。つまり、ベトナム憲法においては、人権という概念が存在し、その概念を個別具体化したものが各種市民の権利²⁰であり、この市民の権利を憲法や法律によって保護しているというのである。したがって、ベトナムの市民の権利は、憲法や法律によって賦与されたもの（いわゆる法律の留保付き市民の権利）であり、市民の義務と不可分（51条）の関係になっているのがその特徴である。

2 人権各論

ベトナム憲法において、規定されている各種市民の権利は以下のとおりである。

- 法の下での平等（52条）
- 参政権（53条、54条）
- 労働権（55条）
- 経営の自由（57条）
- 財産権（58条）

²⁰ 「人権」は1992年憲法において初めて出てきた用語であり、1992年憲法において「人権」と「市民の権利」、これら2つの概念をどのように考えるべきか、議論されている。元来、社会主義憲法においては、前国家的な権利である「人権」概念は憲法上採用されず、それとは異なる後国家的な権利である「市民の権利」という概念が採用されてきた。1992年憲法を改正する際、改革派は、「人権」と「市民の権利」を別個の条文で規定しようとしたが、保守派との妥協により、現在の50条の規定ぶりとなった。つまり、「人権は各種市民の権利として具体化される」として、「人権」概念が「市民の権利」とし関係づけられることにより、「人権」の独自の意義を理論的に薄める結果となった。改革派にとって、このような規定ぶりには不満が残るものの、とにかく「人権」を憲法上の概念として取り入れることを最優先した。他方、保守派は「人権」を憲法上の概念として取り入れることに妥協した大きな理由はドイモイを進める上で対外関係上、かような規定が憲法上あった方が有利であると考えたためである（鮎京正訓著「法整備とは何か」211,212頁参照）。なお、改革派とは、ドイモイ政策後に出現した起業家の利益を代表する政治的潮流であり、とりわけ彼らの経済的利益を、経済的自由を少しでも得ようという方向で主張を掲げた者、保守派とは、伝統的な社会主義体制で利益を得てきた、軍、国営企業などの利益を優先した政治的潮流であり、1980年憲法に親近感を持つ者である。もっとも、改革派も保守派もベトナム共産党の一党体制を維持する点は共通していた（鮎京正訓著「法整備とは何か」195頁参照）。

- 教育を受ける権利（59条）
- 研究の自由（60条）
- 社会保障を受ける権利（61条）
- 住宅建設の権利（62条）
- 両性の平等（63条）
- 子供の保護（64条）
- 負傷兵の保護（65条）
- 移転・居住の自由（66条）
- 言論・報道の自由（67条）
- 信仰・宗教の自由（68条）
- 精神・身体に対する自由（69条）
- 無罪推定の原則及び違法逮捕に対する保障（70条）
- 住居不可侵の権利及び通信の秘密の保護（73条）
- 請願権及び賠償請求権（74条）
- 国外に居住するベトナム人の権利保護（75条）

3 市民の義務

憲法で明記している市民の各種義務は以下のとおりである。

- 祖国忠誠（76条）
- 祖国保護及び軍事義務（77条）
- 国家財産及び公民の利益に対する尊重・保護義務（78条）
- 法規範遵守義務及び国家秘密守秘義務（79条）
- 納税及び公益労働義務（80条）及び通常労働の義務（55条）
- 訓練及び指導の義務（59条）

第4 その他の規定

1 総論

ベトナム憲法において、国家は、あらゆる面において、国家の全面的な発展に寄与しなければならない旨規定されている（3条）こと、国家は、社会主義体制を強化し、法律によって社会を管理する旨規定されている（12条）ことから、第2章（15～29条）において、経済分野における国家の役割、第3章（30～43条）において、文化・教育・科学・技術分野における国家の役割をそれぞれ規定しているのも特徴である。

また、第4章（44～48条）においては、国防等に関する規定（ベトナム社会主義祖国の保護）も設けられている。

2 各論

① 経済システム（15～29条）

国家は、法律・計画・政策により、国家経済を統一的に管理する（26条）。国家は、社会主義方針のもとで、市場経済の発展のため、国際経済参入のために、各種政

策を実施する。全人民所有・集団所有・個人所有の各制度が保障されているが、全人民所有及び集団所有が、所有制度の基礎である（15条）。

土地は、全人民所有であり、国家が統一的に管理する。個人や組織は、国家から土地を委任され、法律の規定に従って、委任された土地の使用権を譲渡することができる（17条、18条）。

個人・組織は、法律で禁止されていない種々の職業において、生産・経営をすることが保障されている（16条）。

個人及び組織の合法的な財産は国有化されない旨規定されているが、国防等国家利益のためには、市場価格に見合った賠償金額での収用・徴用が可能となる（23条）。

② 文化・教育・科学・技術（30～43条）

国家による文化事業、教育組織、人民の健康保護事業

及び体育・スポーツ事業の統一的な管理の実施（30条、36条、39条、41条）。

特に、教育や健康保護事業に関しては、山間部や少数民族を優先保護するための各種プログラムを実施することは国家の責務である・

国家は、科学・技術と経済の発展を連携させるための各種政策を実施する（37条、38条）。

③ ベトナム社会主義祖国の保護（44～48条）

ベトナム社会主義祖国の保護及び国家の堅固な安寧維持は、全人民の仕事である（44条）。

国防のための人民軍隊を、国内の秩序維持のための人民公安を、それぞれ編成する（46条、47条）。

以上

ベトナム社会主義共和国憲法²¹（仮和訳）

（前文）

何千年もの歴史の間、国を建設・保護するために、勤勉かつ創造的に労働し、勇敢に闘争するベトナム人民は、民族の伝統的な団結力・仁義・強固かつ不屈の精神を構築するとともに、ベトナム文明を作り上げた。1930年以來、ホーチミンによって創立・訓練されたベトナム共産党の指導の下、我々人民は長い革命闘争を遂行した。そして、多くの困難と犠牲が、8月革命を勝利に導いた。1945年9月2日、ホーチミン主席は、独立宣言を読み上げ、ベトナム民主共和国を誕生させた。その後、数十年間、我々の国の各民族の人民は、世界の友人からの貴重な援助を受けながら、絶え間なく戦闘を続けた。とりわけ、社会主義各国と近隣諸国は、華々しい戦功を挙げた。特に、植民地帝国主義からの2つの侵略戦争を打ち負かした歴史的なディエンビエンの戦役とホーチミン戦役を挙げる事ができる。これにより国土を解放し、祖国を統一し、人民民主民族革命を完遂した。1976年7月2日、統一ベトナム国会は、国名をベトナム社会主義共和国と変更することを決定した；国家は、社会主義への移行期に入り、国土建設や、しっかりと祖国保護に励むと同時に、国際義務も果たした。1986年から今日まで、第6回ベトナム共産党大会によって提唱された国土全体のドイモイ事業が、大変重要でかつ初期的な成果をあげた。国会は、新しい状況と任務に対応するため、1980年憲法改正を決定した。本憲法は、政治・経済・文化・社会・国防・国防・安寧制度や、市民の基本的な権利及び義務や、国家機関の組織及び活動の機構及び原則や、指導者としての党・主人としての人民・管理者としての国家の関係の新しい体制化を規定した。

マルクス・レーニン主義及びホーチミン思想の明かりのもと、国土建設綱領を実現し、社会主義移行期において、ベトナム人民は、伝統的な愛国精神を発揮し、団結して心をつにすることを誓う。高い自力精神、自強な国家建設、対外独立の方針を実現するなら、すべての国との間で友好・協力自主、平和、友好、国際協力は、厳正に、憲法を施行し、ドイモイ、祖国保護及び建設作業において、より大きな勝利を勝ち取る。

²¹ 本憲法は、1992年に改正されたものであり、2001年にもその一部が改正された。

第1章 政治システム

1条

ベトナム社会主義国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、そしてその保全領域は、本土・海上諸島・領海及び領空である。

2条

ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。全ての国家権力は、人民に属しており、その礎となる人民は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体である。

国家権力は統一しており、立法権・法執行（行政）権・司法権は、各国家機関間で配分され、協同している。

3条

国家は、あらゆる面における人民の主人権を保障し、これを止めることなく促進し続け、民衆が富み、強力な国、公正な社会、民主、文明という目標を実現し、すべての者は、生活物資が十分で、自由で幸福な生活を享受し、全面的に発展する条件を創出する；祖国及び人民の利益を侵害する行動は厳罰に処せられる。

4条

ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の先導隊であり、マルクスレーニン主義及びホーチミン思想に従って、労働者階級及び働く人民や、すべての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である。

党のすべての組織は、憲法と法律の範囲内で活動する。

5条

ベトナム社会主義国家は、ベトナム国土で共に生活する各民族の統一国家である。

国家は、各民族間における平等・団結・共助政策を実施し、民族を軽視し、分断する行為を厳格に禁ずる。

各民族は、自身の話し言葉、書き言葉を使用して、民族的特性を維持するとともに、風俗・習慣・伝統・文化をより発展させていく権利を有している。

国家は、同胞である少数民族の物質的及び精神的な生活を順次向上させていくためのあらゆる発展政策を実施する。

6条

人民は、国会及び人民評議会を通じて国家権力を行使する。これらは、人民によって選出され、人民に対して責任を負っており、かつ人民の意思と希望を代表している機関である。国会・人民評議会及びすべての国家機関は、民主集中の原則に従って組織され、活動する。

7条

国会議員、人民評議会議員の選挙は、普通・平等・直接かつ秘密投票の原則に従って実施される。

人民からの信任が得られていない場合、国会議員は、有権者の選挙あるいは国会により罷免され、人民評議会議員は、有権者の選挙あるいは人民評議会により罷免される。

8条

各国家機関・幹部公務員・国家職員は、人民を尊重し、全身全霊で人民に奉仕し、人民と密接に連携し、人民の意見を聞き、人民からの監察を受ける；汚職・無駄及び官僚主義、権威主義に対しては断固闘う。

9条

ベトナム祖国戦線は、各階級・各階層・各民族・各宗教・国外に居住するベトナム人の、政治連合組織であり、政治組織・各政治—社会組織・社会及び各個人の象徴的な組織の自主的な連合体である。

ベトナム祖国戦線及びその構成組織は、人民政権の政治的基礎を構成し

ている。戦線は、全人民団結の伝統を促進し、人民の政治的・精神的な一致を強化し、人民政権の建設、安定化に参加するとともに、国家と協力して、人民の正当な利益に配慮し、これを保護し、その主体的な権利を実現させるために人民を鼓舞し、憲法と法律を厳正に施行し、国家機関、人民から選出された代表者、幹部公務員・国家職員の活動を監査する。

国家は、祖国戦線とその構成組織が効果的に活動できるようにするための条件を整える。

10条

労働組合は、労働者階級及び労働者の政治—社会組織であり、国家機関・経済組織・社会組織と共同して、幹部、労働者、職員及びその他の勤労者の権利、利益に配慮して、これを保護する；国家と社会の管理に参加し、国家機関・経済組織の活動の検査・監察にも参加する；公務員幹部・労働者・職員・その他勤労者が祖国を建設、保護していく上での教育も実施する。

11条

市民は、国家や社会の事業に参加することを通じて、草の根レベルの自身の主人権を行使し、公共財産の保護・市民の合法的権利及び利益の保護・国家安寧及び社会・組織・公共生活の安全秩序を維持する責任を負う。

12条

国家は、社会主義的適法性を止めることなく強化し続け、法律によって社会を管理する。

各国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊及びすべての市民は、憲法・法律を厳正に執行し、各種犯罪や、憲法や法律に違反する各種行為を予防するとともに、これらに対して闘争しなければならない。

国家の利益、集団及び市民の権利や利益を侵害するあらゆる行為は、すべて法律に従って処理されなければならない。

13条

ベトナム祖国は、神聖かつ不可侵である。

祖国の独立、主権、統一及び保全領土に抵抗したり、ベトナム社会主義祖国を建設・保護する事業に抵抗したりするような陰謀や行動は、法律に従って、厳重に処罰される。

14条

ベトナム社会主義共和国は、世界のすべての国との間で、相異なる政治・社会制度であってもそれを区別することなく、相互の独立・主権及び領土保全・内政不干涉・平等及び相互の利益を尊重することを基礎として、平和・友好、交流及び協力関係を拡大する政策を実施する；社会主義国家や近隣諸国との友好な団結性、協力関係を強化する；平和・民族の独立・民主及び社会発展のための世界人民の共同闘争を積極的に支持し、貢献する。

第2章 経済システム

15条

国家は、国内の力を促進するという考えに基づき、自主・独立経済を構築し、国際経済参入を主導する；国土の工業化、現代化を実現する。

国家は、社会主義の方針のもと、市場経済を発展させる政策を一貫して実現させる。様々な生産・経営組織の各形態をもつ多様な構成要素の経済構造は、全人民所有、集団所有、個人所有の制度に基づくものであるが、そこにおいて、全人民所有と集団所有がその土台となる。

16条

国家経済政策の目的は、人民を豊かにし、国を強くし、ますます増加する人民からの物質的・精神的要望に応え、多様な形態の下での、国家経済・集団経済・個人や小規模会社の経済・個人資本経済・国家資本経済及び外国投資経済を含む各経済構成要素のあらゆる生産能力、あらゆる潜在能力を促進させるという考えに基づき、物質的—技術的基盤の建設や、世界経済との間での、経済・科学・技術協力及び交流の拡大を推進することであ

る。

各経済構成要素は、社会主義方針に基づく市場経済の重要な構成部分である。経済構成要素に属する組織・個人は、法律で禁止されていない種々の職業において、生産・経営をすることができる；また、法律に従って、長期間にわたり、発展して協力し合い、平等な競争をしている。

国家は、社会主義方針に従った各種市場の形成・発展・順次改善を促進する。

17条

土地・山林・河川・湖沼（水源）・地下資源・領海・大陸棚及び領空における利権のほか、国家が、経済・文化・社会・科学・技術・外交・国防・安寧に関する分野の事業及びプロジェクトに投資したことによる資本や財産と、法律が規定しているその他の財産は、全人民所有に属する。

18条

国家は、計画と法律に従ってすべての土地を統一的に管理し、その使用が目的に適合し、一定の効果を上げることを確保する。

国家は、各組織や各個人に対して、安定して継続使用させるため、土地を委任する。

組織と個人は、土地を保護すること、豊かにすること、合理的に開発すること、経済的に使用することの責任を負い、法律の規定に従って、国家から委任された土地の使用権を譲渡することもできる。

19条

国家経済は、統合・発展しており、とりわけ、主要な専門分野においては、日増しに国民経済の確実な土台となっている集団経済とともに、主導的な役割を果たしている。

20条

市民が投資し、生産・経営に協力した集団経済部門は、任意的・民主的・相互利益という原則に基づき、多種多様な形態で、組織される。

国家は、協同組合（合作社）が効果的に活動していく上で、それを強化・拡大するための条件を創出する。

21条

個人経済部門・個人資本経済部門は、生産・経営組織を選択でき、国家の福祉や人民の生活の利益となる職業分野においては、活動規模に関して制限されない企業を設立できる。

家族経済部門は、発展を奨励される。

22条

すべての経済構成要素に属する各種生産・経営企業は、法律の下ではすべて平等であり、国家に対して各種義務を十分に果たさなければならないが、合法的な資本と財産は国家によって保護される。

すべての構成要素に属する企業は、法律の規定に従って、国内外の個人及び経済組織と合併・統合することができる。

23条

個人・組織の合法的財産は、国有化されない。

国防・安寧のため、かつ国家利益のために、真に必要な場合は、国家は、個人・組織の財産を、市場価格に従った賠償金額で、強制購入（収用）するか、徴用することができる。

収用・徴用の方式は法律の規定による。

24条

国家は、対外的な経済活動を統一的に管理して拡大し、相互の独立・主権・相互利益を尊重するという原則に基づき、国内生産を保護・促進しつつ、すべての国家・組織との間で、各種経済関係を発展させる。

25条

国家は、外国の各種組織及び個人が、ベトナムの法律・国際法及び国際

通例に基づき、ベトナムに資本・工業技術を投資することを奨励する；外国の各種組織及び個人の資本・財産に対する合法的な所有権及び各種権利を保証する。外国に投資資本のある企業は国有化されない。

国家は、外国に定住するベトナム人が、国（ベトナム）に投資することを奨励し、そのための条件を創出する。

26条

国家は、法律・計画・政策により、国家経済を統一的に管理する；責任を分割し、行政の各専門省庁（部門）及び各階級に、国家管理を割り当てる；個人及び集団の利益は国家の利益に結合させる。

27条

あらゆる経済・社会及び国家管理活動は、経済効果の高い政策を実施しなければならない。

28条

あらゆる生産・経営活動は、合法的でなければならず、国家経済を破壊したり、国家利益や、集団及び市民の合法的な権利と利益に対して損害を及ぼすような、すべての行為は、法律に従って厳格に処理される。

国家は、生産者・消費者の権利を保護する政策を講じる。

29条

国家機関・武装部隊・経済組織・社会組織・すべての個人は、天然資源の合法的利用及び環境保護に関する国家の各種規定を履行しなければならない。

資源を枯渇せる、あるいは環境を破壊するあらゆる行動は厳に禁止する。

第3章 文化・教育・科学・技術

30条

国家及び社会は、先進的なベトナム文化や趣のある民族の特性を保存して発展させる；民族、現代、人文；ベトナムの各種伝統的文化の価値や、ホーチミンの思想・道徳・風格や品位を受け継いで発展させる；人類文化の神髄の承継；人民における創造的な才能を開花させる。

国家は、文化事業を統一的に管理する。反動的・腐敗思想や文化の宣伝を厳に禁止する；迷信や有害慣習を排除する。

31条

国家は、人民が全面发展するため条件を創出する。憲法や法律に従って生活して働くという人民意識を教育する、淳風美俗を維持する、文化的かつ幸福な、国や社会主義を愛する精神や、世界の各種民族との友好及び協力するという真の国際精神のある家庭を作る。

32条

文学・芸術は、人格形成や、ベトナム人の崇高な精神形成に貢献するものである。

国家は、価値のある文化・文学・芸術発展に投資し、人民が、価値のある文学・芸術作品を享受できるための条件を創出する；文化・芸術の創造的な各種才能を発展させるための補助をする。

国家は、文学・芸術活動の多種多様な形態を発展させ、一般大衆の文化・芸術活動を奨励する。

33条

国家は、情報業務・新聞報道・ラジオ・テレビ・映画・出版・図書館及びその他大衆情報伝達手段を発展させる。国家利益に損害を与えたり、ベトナム人の人格・道徳及び良好な生活様式を破壊するような文化活動や情報活動は厳に禁止する。

34条

国家及び社会は、民族の文化遺産を保存し、発展させる；保存・保管・修復・維持・保護の業務に配慮し、各種歴史的遺産・革命遺品・各種文化

遺産・各種芸術事業・各種名勝旧跡の保存・保管・修復・維持・保護に配慮し、それらから最善の効果を得られるようにする。

歴史的遺産・革命遺品・各種芸術事業及び名勝旧跡を侵害するような行動は厳に禁止する。

35条

教育及び道徳は、第一の国策である。

国家及び社会は、人民の価値を高め、人民の力を養成し、人民の才能を育成するために教育を発展させる。

教育の目標は、市民の人格・資質・能力の形成と育成である；技能を身に付け、活動的かつ創造的で、民族の高い誇りを持ち、倫理観があり、国家の繁栄のために積極的に貢献しようとする意志があり、祖国建設・保護事業の要請にも応えることのできる労働者を養成する。

36条

国家は、教育目標・プログラム・内容・計画・教員水準・試験規則及び学位・成績証明システムに関しての教育組織を統一的に管理する。

国家は、バランスのとれた教育組織、例えば、入学前教育・普通教育・職業教育・大学教育・大学院教育を発展させる；基礎中学教育を普及を実現する；国立、私立の学校形態やその他の教育形態を発展させる。

国家は、教育に優先的に投資し、その他投資者を奨励する。

国家は、山間部・少数民族地域・特別な困難に直面している地域における教育発展のための優先保護政策を実施する。

各種人民団体、とりわけホーチミン共産青年団、各社会組織、各経済組織、同じ学校の家庭は、成人教育・少年教育・児童教育の責任を負う。

37条

科学と技術の発展は第一の国策である。

国家は、国家の科学及び技術政策を策定し、実施する；先進的な科学・技術を建設する；方針・政策・法律を決定するための科学的論拠を設定すること、技術を刷新すること、生産量を増大させること、管理レベルを向上させること、経済発展の適正水準と成長率を保証することを目的として、専門科学分野を、共同歩調で発展させ、世界の科学技術の成果を研究して、これを吸収する；国防、国家安寧に貢献し、これを確保する。

38条

国家は、様々な資本を通じて、科学に投資し、財政支援を行い、先進的な科学・技術を優先する；科学・技術系の幹部職員の養成や合理的な活用にも配慮する。とりわけ、高いレベルの者、熟練工、職人；創造的かつ献身的な科学者のために条件を創出する；科学研究の組織・活動のために多くの形態を考案し、科学研究と経済・社会発展の要請とを関連付ける、科学研究・養成と生産・経営をしっかりと結合させる。

39条

国家は、人民の健康保護事業に投資し、これを発展させ、統一的に管理し、遠大な方針（予防）に従い、ベトナム医学の建設・発展のために、あらゆる社会勢力を動員して組織化する；病気予防と病気治療を結合させる；伝統的に学びた医療と現代的に学びた医療とを結合させる；国家の医療発展と人民の医療発展を結合させる；保険医療を実現させ、すべての人民がヘルスケアを享受できるための条件を創出する。

国家は、山間部、少数民族の同胞のために、ヘルスケアプログラムを優先的に実施する。

組織及び個人が、人民の健康に被害を発生させるような違法な病気治療、違法な治療薬の生産・販売は厳に禁止する。

40条

国家・社会・家庭・市民は、母子の保護・看護責任を負う；人口プログラム及び家族計画を実施する。

41条

国家及び社会は、民族的・科学的・大衆的な体育・スポーツを発展させ

る。

国家は、体育・スポーツ発展事業を統一的に管理する；学校における強制的な身体教育制度を規定する；人民の自発的な体育・スポーツ組織の各形態を発展させることを奨励・援助し、大衆の体育・スポーツ活動拡大に歯止めをかけないための必要な各種条件を創出し、職業的スポーツ活動を重視し、スポーツの各種才能を育成する。

42条

国家及び社会は、観光事業を促進し、国内外の観光事業を拡大させる。

43条

国家は、文化・情報・文学・芸術・科学・技術・教育・医療・体育・スポーツの各分野において、国際交流及び協力を拡大する。

第4章 ベトナム社会主義祖国の保護

44条

ベトナム社会主義祖国の保護及び国家の堅固な安寧維持は、全人民の仕事である。

国家は、全人民の国防及び人民の安寧を強化し、その中核となるのは、人民武装部隊である；しっかりと祖国を保護するために、国家の総合力を発展させる。

国家機関・経済組織・社会組織及び市民は、法律が規定する国防の任務を十分に果たさなければならない。

45条

各人民武装勢力は、祖国及び人民に対して絶対的な忠誠を誓わなければならない；祖国の独立・主権・統一・領土保全、国家安寧及び社会の秩序・安全、社会主義制度及び革命の成果の保護に関して、戦闘する任務を有し、国土建設のために、全人民とともに戦闘する。

46条

国家は、正規・精鋭、順次近代的となっていく、革命人民軍隊を編成し、予備動員勢力、全面的に強力な自己防衛民兵隊を編成する。祖国保護と祖国建設とを、人民武装勢力の力と全人民の力とを、外国からの侵害に対する伝統的な民族団結の力と社会主義制度の力とを、それぞれ全面的かつ強力に結合させた予備動員勢力や自衛民兵隊を編成する。

47条

国家は、正規かつ精鋭で、順次近代的となっていく、人民を基礎とする革命人民公安（警察）を編成する。人民運動の中核となり、国家安寧、社会秩序・安全を保護したり、政治的安定及び市民の自由権・民主権を保障したり、生命を保護したり、人民の財産・社会主義財産を保護したりするため、各種犯罪と闘い、予防する。

48条

国家は、愛国精神・人民の革命英雄主義・全人民のために国防及び安寧教育を促進し、軍事義務制度・後方支援政策を実施し、武装勢力のために装備を確保するため、国防工業を起し、国防と経済とを、経済と国防とを結合させるほか、幹部公務員及び戦闘員、国防作業員・職員の物質的及び精神的な生活条件を確保して強力な人民武装勢力を編成するとともに、止まることなく国土保護のための能力を強化し続ける。

第5章 市民の基本的な権利と義務

49条

ベトナム社会主義共和国市民は、ベトナム国籍を有する者である。

50条

ベトナム社会主義共和国において、政治的・市民的・経済的・文化的・社会的に関する人権は尊重され、市民権として具体化され、憲法及び法律

において規定されている。

51条

市民の市民権及び義務は不可分である。

国家は、市民の各種権利を保障する；市民は、国家及び社会に対して自身の義務を果たさなければならない。

市民の権利及び義務は、憲法や法律によって規定される。

52条

すべての市民は、みな法律の下で平等である。

53条

市民は、国家及び社会の運営・管理に参加する権利、国家及び地方における共通の各種問題について討論に参加する権利、国家機関に対して建議する権利、国家組織が住民投票を組織した際、投票する権利をそれぞれ有する。

54条

市民は、民族、男女、社会的身分、信仰、宗教、文化レベル、職業、居住期間にかかわらず、法律の規定に従い、国会や人民評議会において、18歳以上で選挙権を、21歳以上で被選挙権を有する。

55条

労働は、市民の権利であり、義務でもある。

国家及び社会は、労働者のために一層の雇用創出の計画を立案する。

56条

国家は、労働保護政策及び制度を創設する。

国家は、国家公務員や給与所得者のために、労働時間・給与制度・休暇制度・社会保険制度を規定する；労働者のための各種社会保険形態の開発を奨励する。

57条

市民は、法律の規定に従って、経営の自由権を有する。

58条

市民は、合法的な収入・貯蓄財産・住宅・生活物資・生産物資・企業あるいはその他経済組織における資本及びその他財産に関して所有権を有する；国家から使用を委任された土地に関しては、17条及び18条の規定による。

国家は、市民の合法的な所有権及び相続権を保護する。

59条

訓練と指導は、市民の権利と義務である。

小学校は、強制であり、学費を支払う必要はない。

市民は、多種多様な方法で、文化や技能を学ぶ権利を有する。

特技のある学生は、国家及び社会から、才能を伸ばすための訓練と指導を受けるための有利な条件を与えられる。

国家は、学費及び奨学金の政策を策定する。

国家は、弱点のある子供、困難な特別な境遇の子供のために、適切に文化及び技能を学ぶことのできる条件を創出する。

60条

市民は、科学・技術・発明・創案・技術改善の創意工夫や生産の合理化のための研究をする権利、文学及び芸術の批評をする権利、その他各種文化活動に参加する権利を有する。国家は、作家の権利・工業所有権を保護する。

61条

市民は、健康に関する保護制度を享受する権利を有する。

国家は、医療費制度・医療費の免除あるいは減額制度を規定する。

市民は、病室の衛生・公共の衛生に関する規定を実行する義務がある。

違法なアヘン、その他各種麻薬の生産・運送・販売・貯蔵・使用は厳に禁止する。国家は、強制的に麻薬中毒を断ち切るための制度や、社会に危険な疫病を治療するための制度を規定する。

62条

市民は、区画規則や法律に従って住宅を建設する権利を有する。住宅の賃借人及び住宅所有者である賃貸人の権利は、法律で保護される。

63条

男性及び女性市民は、政治・経済・文化・社会及び社会のあらゆる側面において、同一の権利を有する。

女性に対して区別して取り扱うこと、女性の品格を損ねることは厳に禁止する。

給料が同一である場合、男性も女性もその労働は同じである。女性の労働者は、出産制度の恩恵を享受できる。女性が、国家公務員及び女性の給与所得者は、法律の規定に従い、給与や手当を受領した状態で、出産前後の休暇を取得する権利を有する。

国家及び社会は、社会におけるその役割を果たしたまま、女性があらゆる面でレベルアップするための条件を創出する；家事軽減のため、産婦人科・小児科・保育所その他基礎的な社会福祉施設の充実に配慮し、女性のために、生産・仕事・訓練・指導、病氣治療・休暇に関してや、母親としての本分を果たせるようにするための条件を創出する。

64条

家庭は、社会の細胞である。

国家は、婚姻と家族を保護する。

婚姻は、自由意志の原則によってなされ、進歩的な結合であり、一人の妻、一人の夫、夫婦間は平等である。

父母は、子供を養育し、より良い市民に成長させる責任がある。子供の本分は、祖父母・両親を尊重し、世話をすることである。

国家及び社会は、子供を差別することは認めない。

65条

子供は、家庭・国家及び社会によって保護・世話・教育されている。

66条

成人は、家庭・国家及び社会によって、訓練と指導を受けたり、労働したり、娯楽を楽しんだりする条件を与えられており、体力・知恵・道徳に関する育成・民族伝統・市民意識及び社会主義理想を発達させ、創造的な労働事業においては先頭に立って祖国を守る。

67条

負傷兵・病兵・戦争遺族は、国家の優待政策の恩恵を享受できる。負傷兵は、労働機能回復のための条件を与えられ、健康状態に見合った仕事を与えられ、安定生活も確保される。

国家から表彰された本人と家族は、報奨金を受領し、世話をされる。

その他、障害者、孤児でかつ頼るところがない者は、国家及び社会によって援助される。

68条

市民は、法律の規定に従って、国内において自由に往来し、居住する権利を有し、出国する権利や国外から国内に戻る権利を有する。

69条

市民は、法律の規定に従って、言論の自由・報道の自由を有する；情報を受領する権利；集合、結社、デモの権利を有する。

70条

市民は、信仰の自由・宗教の自由、一つの宗教に従うか従わないかの自由を有する。各種宗教は、法律の下では平等である。

各種信仰及び宗教の礼拝所は、法律によって保護される。
何人も、信仰・宗教の自由は侵害できないし、法律と国家の政策に反する目的で信仰・宗教を使用することはできない。

71条

市民は、精神や身体に関して不可侵の権利を有し、法律によって、生命・健康・名誉・品格が保護されている。

何人も、人民裁判所の決定、人民検察院の決定あるいは承認がない限り、現行犯を除いて、逮捕されることはない。

逮捕・勾留は、法律を遵守しなければならない。

市民の名誉・品格を傷つけるような激しい追及、拷問は厳に禁止する。

72条

裁判所の有罪判決が法的効力を有さない場合、何人も有罪とみなされな
いし、刑罰を受けることはない。

法律に反して、逮捕・勾留・公訴提起されて審判を受けた者は、物質的
な損害賠償を受ける権利や、名誉回復の権利を有する。逮捕・勾留・公訴
提起・審判の過程において、法律に違反して、他人に損害を与えた者は、
厳正に処理されなければならない。

73条

市民は、住居不可侵の権利を有する。

何人も、住人の同意がない限り、法律が許可する場合を除いて、勝手に
他人の住居に入ることはできない。

市民の信書・電話・電信は安全かつ秘密が保障されている。

市民の住居の捜索、市民の信書・電信の開封・検閲・差押えは法律の規
定に基づき権限のある者により実施されなければならない。

74条

市民は、国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊、あるいはあら
ゆる個人からの法律違反に関して、権限のある国家機関に対し、不服申立
てをしたり、告訴・告発をしたりする権利を有する。

不服申立て、告訴・告発は、法律が規定する期限内に、国家機関によ
って審査されて解決される。

国家の利益や、集団及び個人の合法的権利及び利益を侵害するあらゆる
行為は、厳正かつ適時に処理される。損害を被った者は、物質的な損害の
賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。

不服申立て、告訴・告発をした者に対して報復することや、他人を中傷
し、罪に陥れるで損害を与えることを目的とした不服申立てや告訴・告発
をすることは厳に禁止する。

75条

外国に定住するベトナム人は、ベトナム民族の共同社会の一員である。
国家は、外国に定住するベトナム人の正当な権利を保護する。

国家は、外国に定住するベトナム人が、ベトナム民族の特性を維持し、
家族や故郷と親密な関係を維持し、故郷や国土建設に貢献することを奨励
し、そのための条件を創出する。

76条

市民は、祖国に忠誠を誓わなければならない。

祖国に対する裏切りは、一番重大な罪である。

77条

祖国保護は、市民の神聖な義務であり、高貴な権利でもある。

市民は、軍事義務を果たし、全人民による国家防衛に参加しなければら
ない。

78条

市民には、国家の財産・市民の利益を尊重・保護する義務がある。

79条

市民には、憲法・法律を遵守し、国家安寧や社会秩序・安全保護に参加
し、国家秘密を守秘し、市民生活の各規則を実施する義務がある。

80条

市民には、法律に従い、納税し、公益労働をする義務がある。

81条

ベトナムに居住する外国人は、ベトナムの憲法や法律を遵守しなければ
ならず、ベトナムの法律に従って、国家により、生命・財産・正当な権利
は保護されている。

82条

民族の自由・独立のため、社会主義・民主主義及び平和のために闘争し
ている外国人、あるいは科学事業のために迫害されている外国人がいる場
合には、ベトナム社会主義共和国国家は、一時的な居住地を与えることを
検討する。

第6章 国会

83条

国会は、人民の最高の代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高
の国家権力機関である。

国会は、唯一の憲法制定及び法律制定機関である。

国会は、対内的、対外的、経済・社会の任務、国防、国土の安寧に関す
る基本的な諸政策、国家機構の組織・活動や、市民の社会関係・活動に関
する主な諸原則を規定する。

国会は、国家の活動全部に対して、最高の監察権を行使する。

84条

国会の任務と権限は以下のとおりである。

1. 憲法制定と憲法改正；法律制定と法律改正；法律や法令制定計画の
決定
2. 憲法・法律及び国会議決を遵守しているか否かの最高の監察権を行
使する；国家主席・国会常務委員会・政府・最高人民裁判所・最高
人民検察院の報告を審査する。
3. 国土の経済・社会発展計画の決定
4. 国家の財政及び貨幣政策の決定；国家予算の概算・国家予算の配
分・国家予算の決算の承認；各種手続きの規定・修正・破棄
5. 国家の民族政策・宗教政策の決定
6. 国会・国家主席・政府・人民裁判所・人民検察院・地方政権の組織
や活動に関する決定
7. 国家主席・国家副主席・国会議長・各国会副議長・各国会常務委員
会委員・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の選
任・解任・罷免する；副首相・大臣及びその他構成員（閣僚）に関
しての政府首相からの提案を承認する；国防及び安寧評議機機構成
員名簿に関するの国家主席からの提案を承認する；国会により選
出・承認された各職務に従事している者に対する信任投票を実施す
る
8. 政府の各省庁及び省と同レベルの各機関の設立・廃止決定；省や中
央直轄市の成立・合併・分割・土地境界の調整；特別行政経済部門
の設立あるいは解体
9. 憲法・法律・国会議決と反する、国家主席・国会常務委員会・政府・
政府首相・最高人民裁判所及び最高人民検察院の各種文書を廃棄す
る。
10. 恩赦の決定
11. 人民武装部隊の職位と階級・外交機関の職位と階級・その他国の職
位と階級の決定；国家の勲章、徽章（メダル）、荣誉称号の決定
12. 戦争と平和問題の決定；緊急状態に関して、国防及び国家安寧を保
障するための特別な施策の決定
13. 対外的な基本政策の決定；国家主席が署名した国際条約の承認と破
棄；国家主席の提案に基づき締結あるいは加盟したその他国際条約

の承認と破棄。

14. 住民投票の実施決定

85条

毎回の国会の任期は5年である。

国会の任期が終了する2か月前、新国会の選挙が終了する。選挙手順と国会議員（代表）の数は法律の規定による。

特別な場合で、かつ、少なくとも国会議員（代表）の総数の3分の2の賛成が得られた場合、国会は、その任期を短縮あるいは延長の決定をする。

86条

国会は、国会常務委員会の招集により、毎年2回開催される。国家主席の要求、政府首相の要求、あるいは少なくとも国会議員の総数の3分の1の要求、あるいは国会自らの決定により、国会常務委員会は、臨時国会を招集する。

第1回目の新国会は、国会議員選挙日から遅くとも2か月で招集されるが、新国会議長が選出されるまでは、前の国会議長が国会を開幕し、議長を務める。

87条

国家主席・国会常務委員会・民族評議会及び国会の各種委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線及び戦線の各構成組織は、国会に対して法律案を提出する権利を有する。

国会議員は、国会に対して、法律や法律案に関して建議を提出する権利を有する。

法律案や法律に関する建議の提出手続きは、法律に規定されている。

88条

法律・国会議決は、国会議員の総数の半数以上の賛成の票決を得なければならない。ただし、7条に規定する国会議員罷免の場合、85条に規定する国会任期の短縮・延長の場合、147条に規定する憲法改正の場合を除く。このような場合、少なくとも、国会議員総数の3分の2の賛成の票決が必要となる。

89条

国会は、国会議員資格審査委員を選出し、委員会の報告を根拠として、国会議員の資格確認の決定をする。

90条

国会常務委員会は、国会の常任機関である。

国会常務委員会に含まれるのは

- 国会議長
- 各国会副議長
- 各委員

国会常務委員会の構成員数は、国会の決定による。国会常務委員会の構成員は、同時に政府の構成員（閣僚）とはなることはできない。

国会ごとの国会常務委員会は、新しい国会常務委員会が選出されるまで、その任務を果たし、権限を行使する。

91条

国会常務委員会の任務と権限は次のとおり

1. 国会議員選挙の公布と主催
2. 国会会期の準備・招集・主催
3. 憲法・法律・法令の解釈
4. 国会から委任された問題に関するの法令（国会常務委員会令）の発布
5. 憲法・法律・国会議決、国会常務委員会の法令・議決の施行状況の監察；政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の活動の監察；憲法・法律・国会議決に反する、政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の各種文書の執行を停止し、国会に対して、その文書の廃棄を決定するよう意見を述べる；国会常務委員会の法令及び議決に反する、

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の各種文書の廃止。

6. 人民評議会の活動の監察・指導；省及び中央直轄市の人民評議会機会の違法な議決の取消し；省、中央直轄市の人民評議会が、人民の利益に対して重大な被害を与えた場合、その人民評議会を解散する。
7. 民族評議会及び各国会委員会の活動の指導・調整・協力；各国会議員の活動条件を指導し、保障する。
8. 国会の非開催中に、副首相・大臣・その他政府構成員（閣僚）の任命・解任・罷免に関するの政府首相からの提案に承認し、その後直近の国会でこれを報告する。
9. 国会が開催できない場合で、国家が侵略された際、戦争状態の宣言を決定し、その後の直近の国会で、審査・決定の報告をする。
10. 総動員あるいは部分的な動員の決定；全土あるいは特定地域における緊急状態の宣告
11. 国会の対外的関係を実施する
12. 国会の決定に従い、住民投票を実施する。

92条

国会議長は、国会会議を主宰する；法律や国会議決の承認署名；国会常務委員会の業務を指導する；国会の対外関係を実施する；国会議員との関係を維持する。

各国会副議長は、国会議長から割り当てられた任務を遂行する。

93条

国会常務委員会の法令及び議決は、国会常務委員会の半数以上の賛成の票決を得なければならない。国会常務委員会の法令及び議決は、通過した日から遅くとも15日以内に公布されなければならない。但し国家主席が国会に審査のやり直しを意見した場合を除く。

94条

民族評議会は、議長・副議長・民族評議会委員からなり、民族に関する諸問題を研究し、国会に建議する；民族政策、山間部や少数民族のいる地域の経済・社会発展プログラムや計画の実施状況を監察する権利を行使する。

民族政策に関する決定を公表する前、政府は、民族評議会機会の意見を参考にしなければならない。

民族評議会は、95条に規定する国会委員会のようなその他任務・権限を有している。

民族評議会には、専門制度に従って業務を遂行する構成員が一部いる。

95条

国会は、国会委員会を選出する。

各国会委員会は、法律案を研究・審査する、法律・法令案その他のプロジェクトに関して建議をする。国会あるいは国会常務委員会から委任された諸報告をする；国会及び国会常務委員会に対して、法律・法令策定計画を提出する；法律によって規定された任務・権限の範囲内において監察権を行使する；委員の活動範囲内の諸問題について建議する

各委員会には、専門規則（che do chuyen trach）に従って業務を遂行する構成員が一部いる。

96条

民族評議会及び国会委員会は、政府構成員（閣僚）・最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官及びその他関係のある国家職員に対し必要な問題の説明や、あるいはこれに関する説明を求める権利を有する。要求された者は、その要求に応える責任を負う。

各国家機関は、民族評議会及び国会委員からの諸建議を研究し、これに応える責任を負う。

97条

国会議員は、人民の意思・願望を代表する者であり、自身の選挙区の代表であるとともに、国全体の人民の代表でもある。

国会議員は、有権者としてしっかりとした関係を築き、有権者からの監察を受ける義務を負う；国会及び関連する各国家機関に対して、忠実に、有権

者の意思・願望を集めてこれらを反映する；定期的に有権者と接触するとともに、自身や国会の活動について、有権者に報告する；有権者からの要求や建議を聞く；市民からの不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、督促し、これに気を配るとともに、これらの権利の行使において、市民を指導し、援助する。

国会議員は、人民に対して、憲法・法律・国会議決の実行を国民に普及し、促進する。

98条

国会議員は、国会主席・国会議長・政府首相・大臣及び政府構成員（閣僚）・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官に対し、（議会で）質問をする権利を有する。

質問を受けた者は、その国会会期中に答えなければならない；調査が必要な場合は、国会は、国会常務委員会の前で答えること、あるいは、その国会会期の後、若しくは、文書で答えることの決定を出すことができる。

国会議員は、国家機関・社会組織・経済組織・武装部隊に対し、国会議員の関心事項に答えるよう、要求する権利を有する。

各国家機関・各組織・各部隊の担当者は、法律が規定する期限内に国会議員からの質問に答える責任を負う。

99条

国会の同意がない場合や、国会の閉会期間中で、国会常務委員会の同意がない場合は、国会議員を逮捕・勾留・公訴提起できない。

国会議員が現行犯逮捕により、一時留置された場合、（国会議員を）一時留置している機関は、国会あるいは国会常務委員会が審査・決定できるようにするため、即刻、報告しなければならない。

100条

国会議員は、議員としての任務を果たすための時間を確保しなければならない。

国会常務委員会、政府首相・各大臣・政府構成員（閣僚）及びその他各国家機関は、国会議員が、要求した書類を提供する責任を負うとともに、国会議員がその任務遂行のための条件を創出する責任を負う。

国家は、国会議員の活動経費を保証する。

第7章 国家主席

101条

国家主席は、国家元首であり、対内的・対外的にベトナム社会主義共和国を代表する者である。

102条

国家主席は、国会議員の中から選出される。

国家主席は、国会に対して、自らの報告及び業務に関する責任を負う。

国家主席の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した場合、国家主席は、新国家主席が選出されるまでの間、その任務の遂行を続ける。

103条

国家主席の任務及び権限は以下のとおりである。

1. 憲法・法律・法令の公布
2. 各人民武装勢力を統括し、国防・安寧評議会議長の職務に就く
3. 国会に対して、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の任命・解任・罷免を提案する。
4. 副首相・大臣その他政構成員（閣僚）の任命・解任・罷免は国会議決を根拠とする。
5. 国会あるいは国会常務委員会の議決を根拠とした戦争状態宣言決定の公布及び恩赦の決定及び公布
6. 総動員令あるいは部分的動員令の発令、国会常務委員会の議決を根拠とした緊急状態の発令；国会常務委員会を開催することができない場合、国土全体あるいは特定地域における緊急状態を公布する。
7. 法令が可決された日から10日の期限内に法令の再審査を国会常

務委員会に提案する；仮に、その法令が、国会常務委員会により賛成多数で可決を維持され、国会主席との意見が未だ一致しない場合は、国会主席は、直近の国会会期において、国会に議決するよう具申する。

8. 最高裁判所副長官・裁判官・最高人民検察院副長官・検察官の任命・解任・罷免
9. 各人民武装勢力において、職位及び高級士官の称号を、大使に職位及び階級を、その他の分野における国家の階級を授与する；勳章、徽章（メダル）、子か報奨金及び国家栄誉称号の授与を決定する。
10. ベトナム特命全権大使の選出、帰国命令；外国特命全権大使の接遇；ベトナム社会主義共和国の名において、他国の元首との間で条約に関して、交渉を進め、締結する；直接署名した国際条約の承認を国会に具申する；国会に決定の具申を求めるものを除き、国際条約の承認あるいは加盟を決定する。
11. ベトナム国籍取得、離脱、剥奪の決定
12. 恩赦決定

104条

国防・安寧委員会は、議長・副議長、各委員からなる。

国家主席は、国防・安寧委員会の構成員名簿を提案し、国会承認を具申する。国防・安寧評議会は、必ず国会議員でなければならない。

国防・安寧評議会は、祖国保護のためにあらゆる勢力及び能力を動員する。

戦争の際、国会は、国防・安寧委員会に対し、特別の諸任務及び権限を委任する。

国防・安寧評議会は、集団システムで業務を行い、多数決による。

105条

国家主席は、国会常務委員会の各会議に参加する権利を有する。

審査の必要がある場合、国家主席は、政府の会議に参加する権利を有する。

106条

国家主席は、自身の任務及び権限を遂行するための命令や決定を発行する。

107条

国家副主席は、国会議員の中から選出される。

国家副主席は、国家主席が行う任務を補助し、その任務の一部を主席から委任を受け、主席に代わって行うことができる。

108条

国家主席が、長期間業務を行うことができない場合、国家副主席は、主席の権限を行使する。

国家主席が不在の場合、国家副主席は、新国家主席が選出されるまでの間、主席の権限を行使する。

第8章 政府

109条

政府は、国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である。

政府は、国家の政治・経済・文化・社会・国防・安寧及び外交の各任務を遂行するために統一的に管理する；中央から草の根レベルまでの国家機構の効力を確保する；憲法と法律を遵守して執行することを確保する；祖国建設及び保護事業において、人民の主人権を促進し、人民の物質的・文化的な生活を安定させて向上させることを確保する。

政府は、国会に対して責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告する。

110条

政府は、首相・各副首相・各大臣・その他構成員（閣僚）からなる。首相以外の政府の構成員は、必ずしも国会議員である必要はない。

政府首相は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に業務報告をする。

首相を補助する副首相は、首相からの割り当てに従って、任務を遂行する。

副首相が不在の場合、一人の副首相は、首相からの委任を受けて、その代わりに政府の業務を指導する。

1 1 1 条

中央ベトナム祖国戦線委員会の議長、ベトナム労働総連合の議長及び人民団体の各指導者は、関連する問題を取り扱う場合、政府の会議に招待される。

1 1 2 条

政府の任務と権限は以下のとおりである。

1. 各省、省レベルと同一の国家機関、政府に属する各機関、各階級の人民委員会の業務を指導し、中央レベルから草の根レベルまでの国家行政機構の統一的組織を建設し、健全化する；上級の各国家機関の各文書を実施するため、人民評議会を指導し、検査する；人民評議会が、法律の規定に従って、その任務と権限を実行するための条件を創出する；国家職員を訓練、育成、配置、雇用する。
2. 各国家機関・経済組織・社会組織・武装部隊及び市民において、憲法と法律の施行を確保する；人民における憲法と法律の宣伝、教育業務を組織し、指導する。
3. 国会及び国会常務委員会に対して、法律案、法令案及びその他のプロジェクトを提出する。
4. 国家経済の建設・発展を統一的に管理する；国家の財政・貨幣政策を実施する；全人民所有の財産の統一的な使用を管理・確保する；文化、教育、医療、科学及び技術を発展させ、経済—社会発展を実現し、国家予算を執行する。
5. 市民の各権利及び利益を保護するための諸方策を実行し、市民のために、その権利を行使するとともにその義務を果たすための条件を創出し、国家及び社会の財産、利益を保護する；環境を保護する。
6. 全人民の国防、人民の安寧を確実に強化する；国家安全及び社会の秩序・安全を確保する；人民武装勢力の創設；国土保護のため、動員令、緊急状態公布令、その他必要な方策を実行する。
7. 国家の財産調査及び統計を指導する；国家機構における、官僚主義や汚職と闘い、国家審査を実行する；市民の不服申立て、告訴・告発の解決業務を行う。
8. 対外的業務を統一的に管理する；1 0 3 条 1 0 項に規定する場合を除き、ベトナム社会主義共和国の名において、国際条約の交渉を行い、締結する；政府の名において、国際条約の交渉を行い、決裁し、加入する；ベトナム社会主義共和国が締結あるいは加盟した国際条約の実行を指導する；国家の利益、外国におけるベトナムの組織及び市民の正当な利益を保護する。
9. 社会政策・民族政策・宗教政策の実施
10. 省や中央直轄市よりも下級の行政単位の境界調整に関する決定を行う。
11. 自身の任務及び権限の実行において、ベトナム祖国戦線や各人民団体と協力する。これら各組織が効果的な活動ができるようにするための条件を創出する。

1 1 3 条

政府の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した際、政府は、新しい政府が樹立するまでの間、引き続き任務を遂行する。

1 1 4 条

政府首相の任務及び権限は以下のとおりである。

1. 政府、その他各政府の構成員（閣僚）、各級の人民委員会の業務を指導する；政府会議の議長を務める。
2. 国会に対して、省庁や省庁と同じクラスの機関の設立・廃止を提言する；国会に対し、副首相・大臣その他政府閣僚の任命・解任・罷免の提案を具申する。
3. 次官及びそれと同クラスの職務の任命・解任・罷免；選挙の承認；省級や中央直轄市の人民委員会の主席、副主席の解任・配置換え・罷免
4. 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣及びその他政府構成員（閣僚）の決定、指示・通達や、人民委員会及び省級や中央直轄市の人民委員会の主席の決定、指示の執行を停止し、あるいはこれらを廃棄する。
5. 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行を停止すると同時に、国会常務委員会に対して、その廃棄を提案する。
6. 政府が解決しなければならない重大な問題について、マスメディアを通じて人民に対して定期的に報告する。

1 1 5 条

憲法や法律、国会の議決・国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令、決定を根拠として、政府は、議決、議定を制定し、政府首相は、決定、指示を制定するとともに各文書の執行検査を実施する。

政府の権限内の重大な諸問題は、集団討論及び多数決により解決されなければならない。

1 1 6 条

大臣及びその他政府構成員（閣僚）は、法律の規定に基づき、国家全体において、自身が担当している専門分野に関して国家管理の責任を負うとともに、各企業の生産・経営における自主権を保障する。

憲法や法律・国会議決・国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令・決定、政府及び政府首相の各種文書を根拠として、大臣その他構成員（閣僚）は、決定・指示、通達を制定し、全ての専門部門、地方、草の根レベルに対して、その文書の施行状況を検査する。

1 1 7 条

大臣及びその他政府の構成員（閣僚）は、自身が担当する専門分野に関して、政府首相及び国会に対して責任を負う。

第9章 人民評議会及び人民委員会

1 1 8 条

ベトナム社会主義共和国の各行政単位は、次のとおりである。

国は、省と中央直轄市に分割されている。

省は、県、省所属の市及び町に分割されている；中央直轄市は、区、県及び町に分割されている。

県は、社、小さな町に分割されている；省に所属する市、町は、街区及び社に分割される；区は街区に分割される。

各行政単位の人民評議会及び人民委員会の成立は、法律の規定による。

1 1 9 条

人民評議会は、地方における国家権力機関であり、人民の意思・願望・主人権を代表し、地方の人民の選挙によって選出され、地方の人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。

1 2 0 条

憲法・法律及び上級の各国家機関の文書を根拠として、人民評議会は地方における憲法や法律を厳格に施行するための議決を制定し、各種方策を実施する；経済—社会発展及び予算計画に関して（の各種方策）；地方における国防・安寧に関して（の各種方策）；人民の生活安定及び向上方策に関して、上級機関から委任された任務や、国土全体に対しての任務を遂行する。

121条

人民評議会議員は、地方における人民の意思・願望を代表する者である；有権者と強固な関係を保ち、自身や人民評議会の活動に関して、有権者からの監察を受け、定期的に有権者と接触を図り、有権者に報告をし、有権者からの建議や意見を聞く；不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、これを督促する。

人民評議会議員は、人民に対して、法律・国家政策・人民評議会の議決の実行を促す任務や、人民を国家行政に参加するよう促す任務を有する。

122条

人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会の主席及び他の構成員、人民裁判所長官、人民検察院長官及び人民委員会に所属する各機関の長に対して（議会で）質問をする権利を有する。質問を受けた者は、法律が規定する期限内に人民評議会对し、答えなければならない。

人民評議会議員は、地方における各国家機関に対して建議をする権利を有する。この機関における責任者は、議員にに対し、議員からの建議を審査して解決する責任を負う。

123条

人民評議会による選出される人民委員会は、人民評議会の執行機関であり、地方における国家の行政機関であり、憲法、法律、上級の国家機関の各文書及び人民評議会の議決を執行する責任を負う。

124条

法律が規定する任務・権限の範囲内において、人民委員会は、決定・指示を出し、その各文書の執行状況を検査する。

人民委員会の主席は、人民委員会の活動を指導し、調整する。

地方の重要な問題を決定する際、人民委員会は、集団で討論し、多数決によって決定する。

人民委員会の主席は、人民委員会が属する機関の違反文書、下級の人民委員会の違反文書の執行を停止し、あるいは廃棄する権利を有する。下級の自民評議会の違反決議の執行を停止すると同時に、自身と同級の人民評議会对し、その議決の廃止を提案する権利を有する。

125条

関連する問題がある場合、ベトナム祖国戦線委員の議長及び地方における人民団体の指導者は、同等レベルの人民評議会の会議や人民委員会の会議に招待される。

人民評議会・人民委員会は、祖国戦線と各人民団体にに対し、地方のあらゆる面の状況を定期的に報告し、これらの組織の意見や建議を聞くとともに、地方における政権を構築し、経済—社会を発展させる；祖国戦線及び各人民団体と協力し、人民を鼓舞する。国家もまた地方における経済—社会・国防・安寧の各任務を実施する。

10章 人民裁判所及び人民検察院

126条

ベトナム社会主義人民共和国の人民裁判所及び人民検察院は、それぞれの職務の範囲内において、社会主義的適法性・社会主義制度及び人民の主人権、国家・集団の財産、市民の生命・財産・自由・民主及び品格を、それぞれ保護する任務を有する。

人民裁判所

127条

最高人民裁判所、地方の各人民裁判所、各軍事裁判所及びその他法律の規定による各裁判所は、ベトナム社会主義共和国の裁判（審理）機関である。

特別な状態において、国会は特別の裁判所の成立を決定することができる。

草の根レベルにおいては、法律の規定に従って、法律違反や人民同士の

小さな紛争を解決するための適切な人民組織を成立させる。

128条

最高人民裁判所の長官は、国会の任期に従う。裁判官の任命・解任・免職及び任期のシステム、各階級の人民裁判所の人民参審員の選出及び任期は、法律の規定による。

129条

法律の規定に従って、人民裁判所の裁判（審理）は、人民参審員を伴い、軍事裁判所の裁判（審理）は、軍人参審員を伴う。裁判（審理）の際、参審員と裁判官は同じ権限である。

130条

裁判（審理）の際、裁判官と参審員は、独立かつ法律にのみ従う。

131条

人民裁判所の裁判（審理）は、法律が規定する場合を除き、公開される。

人民裁判所の裁判（審理）は、集団裁判（審理）あり、多数決によって決せられる。

132条

被告人の弁護権は、保障される。被告人は、自身で弁護することも、他人に弁護を依頼することもできる。

弁護士組織は、被告人やその他当事者の合法的な権利や利益を保護するために設立され、社会主義的適法性保護に貢献する。

133条

人民裁判所は、多民族国家であるベトナム社会主義共和国の市民のために、裁判では民族自身の話し言葉、書き言葉を使用することができる。

134条

最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高の裁判（審理）機関である。

最高人民裁判所は、地方の人民裁判所及び各軍事裁判所の裁判（審理）を監督する。

最高人民裁判所は、特別裁判所及びその他の裁判所の裁判（審理）を監督する。但し、国会がその裁判所の設立を規定している場合を除く。

135条

最高人民裁判所の長官は、国会に対して責任を負い、業務報告をする；国会が開催されていない期間においては、国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い、業務報告をする。

地方の人民裁判所の長官は、人民評議会对して責任を負い、業務報告をする。

136条

法的効力のある人民裁判所の各判決及び各決定は、各国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊及びすべての市民によって尊重される；関連のある者及び部門は、厳正に執行しなければならない。

人民検察院

137条

最高人民検察院は、公訴権を行使し、各司法活動を検察（監督・コントロール）し、法律が厳格かつ統一的に執行されることを確保する。

地方における各検察院、各軍事検察院は、法律が規定する範囲内において、公訴権を行使し、各司法活動を検察する。

138条

人民検察院は、長官に指導される。下級人民検察院の長官は、上級の検察院の長官の指導を受ける；各地方の人民検察院の長官・各階級の軍事検

察院の長官は、最高人民検察院長官の統一的指導を受ける。

検察委員会の設立、人民検察院の長官が決定する問題、検察委員会が討論し、多数決によって決定しなければならない重大な問題は、法律の規定による。

最高人民検察院長官の任期は、国会の任期に従う。

地方の人民検察院及び各軍事区及び地域の軍事検察院の長官・各副長官及び・検察官は、最高人民検察院の長官によって、任命・解任、罷免される。

139条

最高人民検察院長官は、国会に対して責任を負い、業務報告をする；国会が開催されていない期間においては、国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い、業務報告をする。

140条

地方の人民検察院長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をし、人民評議会からの質問に答える責任を負う。

第11章 国旗、国章、国家、首都、国慶日

141条

ベトナム社会主義共和国の国旗は、長方形で、その幅は長さの3分の2と同じであり、真っ赤な背景の真ん中には5つの尖端をもつ金色の星がある。

142条

ベトナム社会主義共和国の国章は、丸く、真っ赤な背景の真ん中には5つの尖端を持つ金色の星があり、周囲を稲穂で囲まれ、その下には半分の歯車があり「ベトナム社会主義共和」の文字が刻まれている。

143条

ベトナム社会主義共和国国家は、「進軍歌」という歌の曲と詩である。

144条

ベトナム社会主義共和国の首都はハノイである。

145条

1945年9月2日の独立宣言日は国慶である。

第12章 憲法の効力及び憲法改正

146条

ベトナム社会主義共和国憲法は国家の基本であり、最高の法的効力を有する。その他あらゆる法律文書は、憲法に附合しなければならない。

147条

国会のみが憲法を改正する権利を有する。憲法の改正は、少なくとも、国会議員の3分の2の賛成の票決が必要である。

以上